

仁和寺藏後鳥羽天皇御作無常講式の訓点

小林 芳 規

目次

- 一、訓点の性格
- 二、表記上の問題
- 三、音韻について
- 四、訓法・文法
- 五、語詞・語彙

一、訓点の性格

仁和寺藏無常講式一卷には、全巻にわたって墨書の訓点が稠密に施されている。訓点は、片仮名の和訓と字音、声点（少量）、返点、合符であり、これが本文と同筆で書かれている。

この訓点の性格について二つの問題がある。訓点が、無常講式の本文の漢文に何時加点了たかが第一の問題であり、本文の漢字に加点を方式に一定のきまりがあつたか否かが第二の問題である。

第一の問題を考えるには、本書の巻末奥書の記文が拠り所となる。巻末は左の如くである。

(尾題)無常試 (1)陰岐法皇御筆

(一行分空白)

(2) 正月九日 帝王崩御同月廿日

(三行分空白)

(3) 建長元年七月十三日於雲林院書写了

これらの文字は、同じ筆蹟であり、本文と同一である。従つて、(3)の「建長元年七月十三日於雲林院書写了」は、文字通り書写奥書となる。本文の筆致や訓点(後述)が鎌倉中期と見られるから、本奥書ではなく、この時の書写と見られる。次に、(1)の「陰岐法皇御筆」は、この無常講式が隱岐に配流された後鳥羽上皇の御作であることを注記した文字である。後鳥羽上皇の御作とすれば、上皇は延応元年(二二三九)二月に隱岐で崩御されたから、無常講式の本文の成立はそれ以前であり、「陰岐法皇御筆」は、成立後、建長元年までの間に他人の手に依つて書入れられたものである。上皇崩御から建長元年までは十年の経過がある。

次に、(2)の「正月九日 帝王崩御同月廿日」の記文は、四条天皇の治病祈願法要の日と崩御の日を示している。四条天皇は仁治三年(二四二二)正月七日に発病(百鍊鈔第十四)、正月九日には治癒祈願のために「諸社被_レ進_ニ御誦經」(百鍊鈔第十四)されている。しかし、同月廿日には崩御されている。御年十二歳であつた。

無常講式の本文に訓点が加點された時機としては、右の記文に即して考えると、(一)御鳥羽上皇が無常講式の本文を御製作された折、(二)仁治三年正月九日に四条天皇病氣治癒祈願の法要の折、(三)建長元年七月十三日に仁和寺藏本書写の折の三つの機会が挙げられる。この他にも、右の時期以外の折に加點したことも考えられるが、本書の卷末奥書に基いて考えるのが順当であらう。

先ず、三つの機会のうち、(三)建長元年七月十三日に本文を書写した折に、新たに訓点を施したとすることは、次節に述べる如く、漢字の誤写や訓点の誤写から見て、考え難いことである。例えば、「船_ネ柢」(12_ノ13)の「柢」は「楫(イカダ)」の誤写と見られるが、振仮名の「ハツ」は文脈上この方が正しく、既に親本にこの振仮名とそれに対応する「楫」とが

あつたと考えられる。又、「為^{ナム}伴^{リョリ}侶」(64)の「侶」の下の「リ」は「ト」の誤写であり、「リ」と「ト」との字形の類似によって生じた写し誤りと見られるから、親本に既に「侶」という訓点^{リョト}が施されていたと考えられるのである。

次に、(一)御鳥羽上皇が無常講式の本文の漢文を製作された折に、訓点を施されたかどうかについては定かでない。しかし、明恵上人撰述の四座講式について見るに、嘉禄二年(一二二六)二月十二日に梅尾住房で喜海が書写した、高山寺藏涅槃会法式一卷(重文第二部二〇四号)には訓点の仮名が施されていない。仮名の加點が見られるのは後の写本であることから考えると、後鳥羽上皇自らは加點されなかつたと見るのが穩当である。御自身にとってはその必要は恐らくなかつたのであろう。

更に、仮名が稠密であると共に、後述のように一定の方式で施されていることは、本文の漢字の一字一字の読み方に配慮した結果と考えられる。このことは撰述者の所為というよりも、それを読み上げる第三者の心配りと見られるのである。

残る(三)仁治三年正月九日に四条天皇病氣治癒祈願の法要の折に新たに加點されたかどうかについても確証はない。しかし、右に述べた如き加點方式の上の配慮は、このような国家的な公式の場における心配りとしては首肯されるのである。ただこれも状況証拠に過ぎないが、右の三つの時機のうちでは最も可能性がある。

尚、建長元年に本書を書写した雲林院は、京都の紫野にあつた天台宗の寺院であつたから、その折の書写者はその關係僧かも知れないが、訓点の加點者については未詳である。

第二の問題は、右に触れた加點方式についてである。これは第一の問題を解く鍵にもなる。

この無常講式に施された仮名が稠密であることは、一見して明らかであり、それが好箇の国語史料ともなっている。その仮名の加點方式を見るに、漢字漢語の全音節を省略なく振仮名を施すものが大多数であるが、仔細を見ると、全く振仮名のない漢字漢語もあり、又、振仮名を一部しか施さない漢字もある。これらが混然としていたのではなく、一定

の方式によつてゐるのである。これを三種に分けて検討することにする。

(A) 漢字漢語の全音節について振仮名を施す

これが全巻の大多数であり、和訓・字音にわたつてゐる。しかも、語中の音節を省略したり、語尾の音節を省略することは、音便の零表記を除けば、全くない。

(B) 全く振仮名のない漢字

これを類別して掲げる(用例の配列は原則として出現順)。

(イ) 常用の和訓で読まれるもの(訓漢字)

頭(二例) 耳 尾(二例) 牙(三例) 心(二例) 鈴 病(二例) 枕 朝 今 上 年 霜 墓 野 朝 涙 命

眼(二例) 人(二例) 鼻 所 春(二例) 程 昔 月 玉 時(三例) 身 事 水 沫 泡 焰(恐らく和訓であらう)(以上名詞)

我等 何 誰・誰(二例) 我 彼(以上代名詞)

有 云 失(四例) 至 飛 集 住 垂 依 見 得(以上動詞)

無 无 近 青 蠅 難 亦 皆(三例) 如(三例) 如是 不可 応

(ロ) 助字

之 也 于 哉(三例) 而 者 於 云 々(二例)

(ハ) 漢語サ変動詞の語幹

念(二例) 期 愛 修・修(三例) 臥 生 死・死 信

往 生

(ニ) 数を示す漢字

百年(二例) 三十四 五十六 七十 千載 一日 六日 一念 七日 千歳 五欲 一朝(期) 百媚 一両

仁和寺藏後鳥羽天皇御作無常講式の訓点

日 三五里 二道 四支 四方 十二節 五藏 五尺 一期・一期(三例) 六道 三千 一生(三例) 二十八將
二世 一天 四海 十二縁 九品 二十五億 五衰 八万四千 廿五并 四十一地賢聖

(ホ) 仏教関係語

次第 法則 無常(三例) 弥陀(三例) 道場 五道六道 淨利 前仏 後仏 悲願 衆生 算 来世 黒闇泥梨
苦海 生老病 死(二例) 五塵六欲 貪染 弟子 念仏 往生 南無阿弥陀仏(三例) 中間 一切 所止 觀
菩薩坐(聖)衆 本誓 今生 生死 天女 転輪聖王 觀音勢至 普賢文殊 四十一地賢聖 淨土 戒 施 放逸
命終 无量寿仏 无边功德 仏 安樂国

(イ)(ロ)(ハ)に対して(ニ)(ホ)は字音を表しているが、共にその読み方が振仮名を施さなくても明らかであり、(イ)に併せて振仮名の必要がないと見られるものである。

(シ) 漢字の一部を付訓、又は漢語の一字に振仮名を施す

(ハ) 老 心 朝 者 今 (以上名詞)

汝 何 (以上代名詞)

豈(三例) 已 當 將 亦 未 願 大 獨(三例) 則 或

(ト) 唱 在 来 生 出 契 馮

如(二例) 可

(ケ) 年 事 刀 風 湯 火 阿 輸 柯 王 梅 陀 羅 牢 固 手 足 白 衆 天 閻 廣 王 凡 夫 菜(采) 女 喫(異) 王 秦 王 天 帝

臨 命 終 王 位 今 世 後 世

(ハ)は和語の活用のない語であり、その最後の音節又は終りの二音節を送る、所謂捨て仮名である。(ト)は活用語で、

その活用語尾又は活用語尾を含む終りの二音節を送っている。(ウ)(ト)共に、同じ語が(B)の(イ)に「心」「今」「何」「亦」「如」「可」とあるから、加点の機能としては相通ずるものと見られる。

(イ)は二字又は三字以上から成る字音語であり、そのうちの一字又は二字に振仮名がないものである。振仮名の施されてない漢字は「年」「風」「火」「阿」「王」等であつて、平易な字音語と見られる。和訓における訓漢字に通ずるものと見られる。

以上、(A)(B)(C)を併せて見るに、本書においては振仮名を加点するのに一定の方式に基いて行われたと考えられるのである。

以下には、これらの振仮名に拠つて、本書に現れた主な問題を取上げて、表記上の問題、音韻、訓法・文法、語詞・語彙に分けて述べることにする。

二、表記上の問題

表記上の問題として、転写に係る誤写と、片仮名の字体及び仮名遣を取上げる。
1、転写に係る誤写

本文は丹念な写本であるが、ままた誤写が存し、本書が転写本であることを示している(算用数字は原本の行数を示す。以下同じ)。

〔漢字〕

船^{せふね}楫(12~13)——「楫」は、旁が「氏」の「通字」(干祿字書)としての点を加えた字形に最も近い。「楫」は観智院本

類聚名義抄に「楫是支桃、確柄、又」(仏下本一一六)とあるように、音も意味もこの文脈に合わない。振仮名からも分るように、ここでは「いかだ(筏)」の意味であり、振仮名の「ハツ」に適った漢字でなければならぬ。観智院本類聚名義抄に

よると、「筏カネイカカタ（土土土瀧）」(僧上六三)があり「筏」の俗字として「椀」が挙っている。無常講式の「椀」は、この俗字と字形が似通っており、恐らく親本にあったこの俗字体の漢字を転写に際して誤写したものであろう。

可カ急キ者シヤ念ネン(23)——この四字は、本文の漢字二字乃至三字分を擦消して、その上にやや小字で書入れている。誤脱に氣付いて後から抹消し加筆書入れたものと見られる。

一イ朝チヤウ(29)——「二期」の誤写であらう。

菜サイ女ニョ(50)——「采女」の誤写であらう。

鉤カウ(51)——「釣」の誤写であらう。

旅リョ容ウカフ(6)・雲ウカフ容ウカフ(51)・三千サン容ウカフ(53)——「客」字はすべて「容」に書いている。「容」と「客」とは字形が類似

しており古写本には屢々存するから筆癖と見る余地もあるが、転写の際の誤写と考えられる。

「仮名」

海ウミ人ヒト垂ヒツ鉤カウ(51)——「垂」の右傍に「ヒト」とあるのは、直上の漢字「人」の訓を見誤って重ねて施したものである

う。

伴トナリ侶リョ(64)——「リヨリ」の下の「リ」は、親本の「ト」を「リ」に誤記したものであろう。

以上の諸例が主なものである。本書が草稿本でないことは一見して明らかであり、撰述者の浄書本では、右掲の誤記は起り難い事柄であるから、これらは転写に際して生じたものと見るのが穩当である。

2、片仮名の字体

訓点の片仮名の字体は、次頁に掲げた仮名字体表のように帰納せられる。

その字体は、鎌倉中期の特徴を顕著に示している。「ウ」「ツ」「テ」「ミ」「ル」「レ」「ワ」等にそれを見てとることが出来る。

仮名字体表

字踊	ン	ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
タ、	ン	ワ	ラ	ヤ	マ	ハ	ナ	タ	サ	カ	ア
ツ	云	キ	リ		ミ	ヒ	ニ	チ	シ	キ	イ
シ	云	井	リ		三	ヒ	ニ	チ	シ	ハ	イ
イ	事		ル	ユ	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
ロ	事		ル	ム	ム	フ	ヌ	ツ	ス	ク	ウ
カ		エ	レ		メ	ヘ	ネ	テ	セ	ケ	エ
サ		己	シ		メ	ヘ	子	チ	セ	ケ	エ
カ		ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ
カ		ヲ	ロ	ヨ	モ	ホ	ノ	ト	ソ	コ	オ

仁和寺藏後鳥羽天皇御作無常講式の訓点

又、踊字のうち、二字踊字又は三字踊字は、総て一筆書であり、その起筆の位置は、

情ヱツヅクク(5) 悉シココトトクク(35) 色シイイワワクク(38) 肅ソセセウウククタルタル(56) 猷ユカカウウククタルタル(56)

諸モモワワククノノ(64) 朝アアササカカクク(17)

のように、下の仮名の右傍で右肩の辺にあるか、又は、

情ヱツヅクク(18) 年シトトシシクク(41)

のように、下の仮名の右傍で真中か真中よりやや上寄りの位置にある。むしろ前者の方が用例数が多い。踊字の形態も亦、鎌倉中期の特徴を現している。⁽¹⁾

これらにより、本書の訓点の施された時期が、奥書の書写年紀の建長元年と見て矛盾しないのである。

3、仮名遣

ハ行転呼音を反映する表記や、オとヲとが古用に合わない仮名遣の存することは、鎌倉中期という時期から見て当然であるが、「或(あるいは)」の仮名遣が注目せられる。

或アルトトキキノノククニニココトトニニ 様ハカ涙カ於モ墓ト下ニ之者(27)

或ヒ今コ夜ホ欲ホ送ホ別ホ 棺ツツ前ノ之人(28)

「或」は二例とも「アルヒハ」「アル」ヒハ」と「ヒ」の仮名で表記されている。「あるいは」の歴史的仮名遣は、和字正濫鈔に「あるひは」とされ、語源を「あるいひは」と考えられることがあったが、春日政治博士が「ある」に助詞「い」「は」の付いた語形と正されたことは周知のことである。鎌倉中期には、語中の「ヒ」と「イ」とが仮名遣上の区別を失っているから「ヒ」と表記されても異とするに足りないが、二例とも和字正濫鈔に掲げる「アルヒハ」で表されているのが注目せられる。

尚、「老(おい)」「も」「老ト」(8・55)、「老ト」(18)のように「ヒ」で表されている。

三、音韻について

音韻では、国語音のうち、音便と助動詞「む」の音価とを取上げ、漢字音については、韻尾の唇内撥音と舌内撥音、長音を問題とする。

〔国語音〕

1、音便

活用語の音便には、イ音便・促音便・撥音便とハ行四段活用動詞の音便とがある。

イ音便——急イジイモ (23) 築ツキ (33)

促音便——去サテ (13) 眠ネム (14) 挙コソテ (27) 在ゾ (31) 為ナリ (41) 契チキナモ (47) 已ヨハナ (65)

撥音便——a 去サテ (7) 去サシ (59) 成オシ (39) 垂ツシメレハ (8)

b 埋ウツシテ (28)

c 滯クソクテモ (47)

ハ行の音便——d 遭アツラハ (15) 欣ホカテ (57)

e 獸イノチ (4・62)

(参考) 以オモシレハ (5・18)

促音便は、ラ行の例のみで、総てが無表記である。撥音便は、aラ行四段活用動詞が完了の助動詞「ヌ」に続いた例で、「ン」で表記されている。bはマ行四段活用動詞から撥音便となったもので「ン」で表記される。鎌倉初期までは、撥音便のうちナ行ラ行に基くものを「ン」で表し、マ行バ行に基くものを「ム」で表して区別する原則があったが、この訓点ではその区別の失われていることを反映すると見られる(後掲、助動詞「む」の音価、及び韻尾の唇内撥音と舌内撥音の

項参照)。cもマ行四段活用動詞の音便となったものであるが、無表記である。一例だけであるので、「ン」の誤脱か、或いはnと同音となったものが表記されなかったのか定かではない。

ハ行四段活用動詞の音便のうち、dの「ア^レテハ」「ネカ^レテ」は「フ」がハ行転呼音のuを表しているとすれば、ウ音便となり、eの「イトテ」と同種の音便とすれば、促音的な音便となる。

2、助動詞「む」の音価

助動詞「む」は、「ム」で表される所と「ン」で表される所とがある。

〔ム〕去ウシヤム (7) 送フラムト (28) 見ミマツラム (64)
 〔ン〕眠ムラシヤ (9) 寄ヨセシ (13) 待マシヤ (13) 脱ヌカレシコトヲ (14) 断キラシユラ (14) 如ナラシヤ (19) 起オキシヤ (21) 保オモシ (31) 近オホツカント (43)
 往ユカント (43) 随シツカハシ (49) 生セシ (66)

「ム」表記は、巻首と巻尾とに各一例と巻中途に一例あるのみで、他は「ン」で表記されている。これによれば、助動詞「む」の音価は、mではなく既にnになっていたと考えられる。マ行の撥音便が「ウツンテ」と表記されたことが顧みられる。又、「以ヨシメシレハ」(5・18)や「汝等オシクテ」(25)も参考となる。

mとnとは、鎌倉中期以降は表記規範力の働いた文献でも区別が失われて行くから、本書の訓点で鎌倉中期の加点点があることの傍証ともなる。

〔漢字音〕

1、韻尾の唇内撥音と舌内撥音

唇内撥音を「ム」で表し、舌内撥音を「ン」で表して区別することは、鎌倉初期までの訓点では原則として保たれていた。本書の訓点ではその区別が失われている。

唇内撥音

〔ム〕(用例ナシ)

- 〔ン〕 暗然アンゼントシテ (9) 悠イウ悠シ深シニシテ (12) 獸離エシリ (25) 閻エマ王ワ (43) 九品クホウ (57) 臨命終リンメイシュウ (60) 草菴サウアン (61) 金剛不壞コンガウフヱ (62)
- 臨命終リンメイシュウ (63) 今世コンゼ (63)

舌内撥音

〔ム〕天テン (3) 紫震シレシム (50)

- 〔ン〕 閑居カンキョ (3) 安養アンヤウ (4) 員イ (7) 寒氷カンヒウ (9) 紅蓮クレン (9) 綿邈メンハクトクシテ (12) 船柢センハツ (12) 安然アンゼントシテ (13) 酸痛シユシツウ (13)
- 野干ヤカン (14) 梅陀羅ウヰヒン (16) 六句ロクク (20) 辺ヘニカ (22) 半偈ハンケ (22) 棺クワン (29) 万歳マンサイ (30) 百年ヒヤクネン (31) 厚ウシク (原野ゲンヤ) (32) 墳ブン
- 墓ホ (33) 雲鬢ウンヒン (34) 便利ヘンリ (36) 野干ヤカン (37) 雲鬢ウンヒン (39) 顔色ガンシヨク (42) 先路センロ (43) 貧賤ヒンゼン (49) 亂世ランゼイ (49) 民ミン
- 櫻エビ (51) 雲容客ウンカク (51) 槐門クワイモン (52) 孟嘗君マウシヤウクン (52) 漢カン (53) 秦王シンシ (54) 上陽人シヤウヤウジン (55) 李夫人リフジン (55) 千万センマン (55)
- 十二緣ジュニエン (57) 觀クワン (57) 蓮台レンタイ (61) 万劫マンキョク (62) 珍寶オンホウ (62) 伴侶バンリ (64)

唇内撥音を「ム」で表した例を見ず、逆に舌内撥音を「ム」で表した二例があるのみで、他は、唇内も舌内も撥音を「ン」で表している。

このことは、国語音において、マ行四段活用動詞の撥音便を「ン」で表し、又、助動詞「む」が主に「ン」で表されている、mとnとの音韻としての区別が失われていたことに関連して、漢字音でも同様の現象であったことを示している。

2、長音

似ニ旅容ニタリリヨウカク (客ヤクルニ) 宿ヤクルニ (6)

「旅」は、別に「旅宿」(3)ともあり、遇撮の字としてはこの方が字音仮名遣に即した仮名表記である。これを「リヨウ」と表すのは、オ段の拗長音に発音されたことを示すものであろう。

和泉往来文治二年(一一八六)写本に、

特賜^{マコトニタマハテ} 賢慮^{ケンリョウ} (10)

とある「賢慮」も、熟字の低位にあるものの、同種の発音を示すものであろう。

「女」が、「女房」「女子」のように熟字の上位に来た場合に、オ段拗長音に発音され、それを「ネウ」と表記した例が、
 ねうはう(女房)の御ころろ(高野山文書、春日局消息、安元三年六月廿二日)

ねうし(女子)ありわうこせんにゆつりをハぬ(岩手県中世文書上、尼たうしやう讓状、かけん三ねん正月卅日)
 とあるのも類例と見られる。又「如法経」を、

ねうほうきやう(石清水文書之六、菊大路家文書、永仁五年六月)

と表すのも同種である。

尚、長音に関しての次の語が問題となる。

今生亦富貴之間也(49)

「富貴」の「フク」は「ク」の仮名に間違いない。「フウ」の誤写とすれば長音化した例となるが、仮名の通りであるとすると、音転化して「フツキ」(明応五年本節用集等)の促音に通ずるもので、「フク」の「ク」は子音のkを表したとも考えられる。

四、訓法・文法

漢文の訓法としては、鎌倉時代の仏書の訓読に通ずるものであって、取立てて述べるものは少い。

當^{ヘシト云フ} 死^シ (17) 未聞^{ミキコナク} (30) 將近^{ニツクカント} 閻^ニ 廣^ク 王^ニ (43)

故カクカスヘニ (23) 然シカレハチ 則シ (56) 戒及施不放逸トヒトサルトセ (63)

のような再読字の再読表現や接続語の訓法は、当時としては通常のものである。

その中で、「欲」を「ムトホツス」と訓じた、

或今夜欲ヒハコヨヒホシヤ 送ワケラフ 棺ツツ 前マヘニ (28)

の例は、仏書に頻用される「ムト欲ス」の訓法が漢籍訓読の「マク欲ホツス」「ムコトヲ欲ホツス」と混淆して成立した新訓法であつて、古例としての、

怨ウテス 不カクセウツラムト 欲レ 徒ト (高山寺藏殷本紀建曆元年点)

と共に、鎌倉時代の例となる。

文法の面では、「うづむウツム」が、「埋ウツマ」(28)、「埋ウツマ 為土ハナレツチ」(33)のように四段活用であること、「拳世コツヤ」(27)が、助詞

「ヲ」を用いなく、又、「急キウニキナテ 聞キク 断キヤン 頭ツ」(14)の「キラン云ヲ」が助詞「ト」を用いなく、注目される。後二者は、「ヲ」「ト」の誤脱と見るならば問題にはならない。

五、語詞・語彙

1、和語の漢字表記

無常講式の文章中には、漢文として中国本土で成立した語彙だけではなく、日本において和文の中で成立したり、日本語として用いられた語を漢字で表したものが交え用いられている。

「はかなし」を「無レ墓」として次のように用いている。

凡フヨソナキハカ 無モノ 墓ヒトノシ 者人始チウシクコトク 幻オノマホロシ 中終如ハ 一コト 朝ス 過ク 程也ホト (29～30)

「無墓」は宛字とされるものである。

又、「生け類」を「生類」として、

切ニ生類於他卿（經之雲）（52）

のように用いている。

2、漢語

無常講式の文章中には、多くの漢語が用いられており、その読みが稠密な訓点によつて知られる。その中には、仏教関係の漢語として呉音読みのものでなく、漢音読みのものでなく、漢音読みのもも用いられている。

閑居（3） 旅客（6） 暗然（9） 安然（13） 六旬（20） 獸離（25） 万歳（30） 和（41）
 草（42） 乱世（49） 雲容（51） 他卿（52） 槐門（52） 紅淚（52） 三千容（53） 千万（55） 後（59）

固有名詞の「西施（42）」「明帝（53）」「上陽人（55）」「李夫人（55）」を漢音読みにするのはともかくとして、右のような普通名詞で、しかも仏教関係に縁遠い語が、法会の願文の用語の中に交え用いられていることは、呉音を用いる場合と漢音を用いる場合とが厳密に区別されず、交流が生じていたことの反映と見られ、鎌倉中期における漢語使用の実態を知る一材料となるのである。

注

- (1) 拙稿「踊字の沿革統貂」（広島大学文学部紀要第二十七卷一号、昭和四十二年十二月）。
- (2) 拙稿「中世片仮名文の国語史的研究」（広島大学文学部紀要、特輯号3、昭和四十六年三月）。
- (3) 拙著『平安鎌倉漢籍訓読の国語史的研究』三六八頁（昭和四十二年三月）。